

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 5 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程（第1号）

平成28年5月13日 午前10時00分開議

[illegible]

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 町田 正一君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10 番 豊坂 敏文君
11 番 中田 恭一君	12 番 久間 進君
13 番 市山 繁君	14 番 牧永 護君
15 番 深見 義輝君	16 番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、4月14日以降連続して発生しました熊本地震により多くの方が亡くなられております。亡くなられました方々の御冥福と一日も早い復興をお祈りし、ただいまより黙祷をささげたいと思います。皆様方の御協力をお願いします。

○事務局長（土谷 勝君） 皆様、御起立をお願いいたします。

それでは、黙祷いたします。黙祷。

〔黙祷〕

○事務局長（土谷 勝君） 黙祷を終わります。

御協力ありがとうございました。御着席をお願いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 次に、このたびの市長選挙において当選されました白川市長には心よりお祝いを申し上げます。御健康に留意され、御活躍されますことを御祈念申し上げます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることとしておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成28年壱岐市議会定例会5月会議を開きます。

議事に入る前に、職員の紹介の申し出がっておりますので、これを許します。中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） 改めまして、おはようございます。

本年4月1日付で人事異動に伴いまして、今回から本議会へ出席します職員を御紹介をさせていただきます。

まず、保健環境部長兼芦辺支所長の高下正和でございます。

○保健環境部長（高下 正和君） おはようございます。

4月から保健環境部長を拝命をいたしまして、保健環境部そして芦辺支所の担当をいたします。どうかよろしくお願いいたします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、農林水産部長兼石田支所長の井戸川由明でございます。

○農林水産部長（井戸川由明君） おはようございます。4月から農林水産部長を拝命いたしました井戸川でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、財政課長の中上良二でございます。

○財政課長（中上 良二君） おはようございます。４月から財政課長を拝命いたしました中上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（中原 康壽君） 以上で、紹介を終わります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 議会事務局の職員も異動がっておりますので、御紹介をいたします。土谷勝事務局長でございます。

○事務局長（土谷 勝君） おはようございます。議会事務局長の土谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） これより本日の会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、２番、土谷勇二議員、３番、呼子好議員を指名いたします。

日程第２．審議期間の決定

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第２、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。５月会議の審議期間は、本日１日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、５月会議の審議期間は、本日１日と決定いたしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第３、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成２８年壱岐市議会定例会５月会議に提出され、受理した議案等は１１件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る４月１１日、島原市におきまして開催されました「長崎県市議会議長会定例総会」に出席をいたしました。

平成27年度後期事務報告、収支決算報告、各市から提出の20議案及び九州市議会議長会へ長崎県13市共同提出の3議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされたところがあります。

次に、4月27日に「九州市議会議長会」が熊本市で開催される予定でしたが、平成28年熊本地震により急遽長崎市で開催されました。平成27年度事務報告、決算報告、各県から提出の22議案及び全国市議会議長会へ共同提出の4議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされました。私も出席全議長を代表して挨拶をさせていただきました。

次に、昨日、長崎市において開催されました「長崎県離島3市2町国境離島特別委員会連絡協議会」に今西菊乃特別委員長、豊坂敏文副委員長と出席をし、連絡協議会の今後の活動内容、国境離島新法に対するそれぞれの市・町の提案施策案について協議及び意見交換が行われました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、4月20日、離島の悲願でもある国境離島新法が参議院本会議で可決・成立しました。これもひとえに、自民党離島振興特別委員長の谷川弥一衆議院議員、前同じく特別委員長の金子原二郎参議院議員を中心とした地元選出国會議員の絶大なる御尽力のたまものであり、心より感謝を申し上げます。法案成立後、早期制定に御尽力いただいた衆参与野党約60名の国会議員の先生方へ、全国離島振興協議会会長の白川博一壱岐市長を団長に、県下を初め全国の国境離島の関係者総勢60名でお礼の挨拶に伺いました。

今定例会5月会議において議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 市長の所信表明

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第4、市長の所信表明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

所信表明を申し上げます前に、平成28年熊本地震の犠牲となられた皆様に対し、心から御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

4月14日午後9時26分、後に前震とされた震度7の地震発生を受け、本市においては、翌15日に壱岐市消防本部より緊急消防援助隊第1陣として、消火隊1隊4名及び救急隊1隊3名の合計2隊7名をそれぞれポンプ車と高規格救急車とともに派遣し、4月25日に帰島した第4陣まで延べ28名が緊急消防援助隊として支援活動を行ってまいりました。

また、日本水道協会からの給水車の派遣依頼を受け、４月１９日から５月１日までの間、給水車１台延べ８名の職員を派遣するとともに、長崎県からの職員派遣要請に応じ、４月２５日から５月３日まで菊池市へ職員１名を派遣いたしました。さらに今月、１５日から職員３名を罹災証明発行事務要員として菊池市に派遣をすることといたしております。

救援物資につきましても、九州市長会からの要請を受け、本市が備蓄しておりました飲料水を被災地へ届けており、４月１９日には市民皆様からの義援金の受付及び救援物資提供の予約受付を開始し、市役所各庁舎そして社会福祉協議会事務所の計８カ所に募金箱の設置を行っております。

また、被災された方々の本市への受け入れ対策として、市営住宅１０戸、教職員住宅３戸を確保しており、本日の議案の中で、被災地支援の関連予算について提案をいたしております。

今回の熊本地震では、多くの皆様が家族や友人そして財産を失い、いまだ厳しい避難生活を強いられておられます。本市といたしましては、「九州は一つ」の思いのもと、今後も被災地への復興支援を続けてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成２８年壱岐市議会定例会５月会議の開催に当たり、今後の市政運営について所信の一端を申し述べます。

さきの市長選挙においては、市民皆様の温かい御支援を賜り、３期目の市政を担当させていただくこととなりました。改めて職責の重さを痛感しておりますが、市民皆様、市議会議員皆様とともに、市政運営に取り組むことへの決意に満ちております。

平成２０年４月の就任以来、これまでの８年間、市民皆様の御理解と御協力を賜り、壱岐市の振興・発展のため多くの行政課題に取り組み、将来の壱岐市を見据えた各種施策を実施してまいりました。

私は、今回の選挙において「継続は力」を訴えてまいりました。２期８年間の取り組みをさらに深く掘り下げ、堅実な成長へと導き、新たな行政課題に向き合いながら、市民皆様の声に真摯に耳を傾け、諸課題に全身全霊をかけて取り組み、壱岐市のため、市民皆様の幸せのため、壱岐市の振興・発展を図ってまいりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最初に、**離島振興**についてでございますが、皆様御承知のとおり、去る４月２０日、全国国境離島の悲願でありました「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」いわゆる国境離島新法が、参議院本会議で可決、成立いたしました。

この国境離島新法については、自由民主党離島振興特別委員長谷川弥一衆議院議員、前特別委員長金子原二郎参議院議員の絶大な御尽力のたまものでありますが、私も壱岐市長として、そして全国離島振興協議会会長として、何度も何度も足しげく与野党の国会議員の先生方や関係省庁

に新法の必要性を訴え続けてまいりました。

この法律の趣旨は、竹島や尖閣諸島の例から、国境に位置する島を無人島にせず保全するという大きな目的があります。航路航空路運賃の低廉化・輸送コストの低廉化・漁船燃油の低廉化・雇用機会の拡充などが盛り込まれており、市民生活のさらなる向上、あらゆる産業の発展に大きく寄与する、まさに壱岐市の将来を左右する重要な法律であります。

私は、この国境離島新法の早期制定と制定後の予算確保に全力で取り組むことを訴えてまいりますので、この法律を最大限活用すべく、国会議員の先生方の御協力を賜りながら、これまで培ってきた人脈を生かして、壱岐市の振興・発展と市民皆様の暮らしの向上につなげるため全力で取り組んでまいります。

次に、まち・ひと・しごと創生事業の強力な推進についてでございますが、昨年10月、第2次壱岐市総合計画を策定し、向こう5年間の本市のまちづくりの基本方針と計画を定め、あわせて壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定いたしました。今後、これらの計画を強力に推進し、総合計画の基本理念である「共創・協働のしまづくり」の実現に取り組まなければなりません。

喫緊の課題である人口減少対策については、壱岐の将来を担う子供たちを育むまちづくりを推進し、出会いから結婚、出産、子育てまでをトータルで支援することにより、結婚促進と出生数の増加を図ってまいります。

また、人口減少に歯止めをかけるためには、雇用の確保が不可欠となるわけでございますが、壱岐の豊かな恵みを生かし、あらゆる角度から活力あふれるまちづくりを推進することが、雇用の場の創出につながるものと考えております。

具体的な施策につきましては、それぞれ以下の項目で述べさせていただきます。

産業の振興について。私は、これまで壱岐は第1次産業の島であることを強く申し上げてまいりました。本市の基幹産業である農業・水産業の振興・発展がない限り、壱岐市の活性化は望めないと言っても過言ではなく、雇用の創出と人口減少対策にも直結するものと考えております。

これまで、農業・水産業については、関係団体と連携を図りながら独自の各種振興施策を講じてまいりました。

農業においては、持続的発展のため農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり・組織づくり及び農業生産額の向上が重要であり、さらなる農業振興を促すため、引き続き担い手対策、米政策、施設園芸、畜産振興等、各種施策を講じてまいります。

水産業においては、漁獲の減少、漁価の低迷、漁業者の高齢化、漁業の後継者不足、さらには燃油の高騰など厳しい状況が続く中、これまでさまざまな振興策を展開してまいりました。

市単独事業として実施している全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を初め、こ

れまで取り組んできた振興策を引き続き実施し、より効率的・計画的な漁業経営の創出と計画的な漁業後継者の育成を図るため、国・県事業の活用と栽培漁業の推進を図ってまいります。

また、農業・水産業とともに冷凍・冷蔵施設の整備による出荷調整と農水産物の6次産業化やブランド化に取り組み、福岡等都市圏への流通体制、PRの強化による販路拡大を図るとともに、若者への就農・就漁及び創業支援を充実させ、本市の基幹産業として生産基盤強化を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、本市の経済環境が非常に厳しい状況にある中、これまで商工会活動や商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を行い、加えて平成25年度から実施している「しまとく通貨」を最大限活用し、島内経済の活性化に努めてまいりました。今後も、壱岐市商工会や壱岐市観光連盟、そして官民の力を合わせた交流人口拡大を図り、島内消費の拡大をさらに推進していかなければなりません。

また、地場産業の壱岐焼酎ブランド化プロジェクトの推進に当たり、実施体制の整備を図るとともに、事業者の生産体制強化や、プロモーション活動による販路拡大等の販売体制強化に関する支援を充実させ、官民一体となって、国内外における「麦焼酎発祥の地」としてのブランド化を推進してまいります。

これまで、壱岐の島を一言で言うとどんな島ですかと問われたとき、美しい海、豊かな自然、悠久の歴史文化、食材に恵まれた自給自足の島、麦焼酎発祥の地など、その魅力が多岐にわたり一言で言いあらわすことができませんでしたが、今後は、壱岐の島を「実りの島、壱岐」として情報発信してまいります。

壱岐の島は、古代から豊かな農水産物に恵まれ、大陸との交通の要衝として栄え、文明を生み出し、人々に「実り」をもたらしてきました。また、神社などパワースポットも多数あることから、壱岐を実りの島として情報発信し、企業の社員研修やスポーツ合宿、神社祈願など、壱岐を訪れると多くの実りがもたらされることをPRしてまいります。

観光振興を図る上で特に大切なことは、壱岐自体の知名度を上げることが必要となります。壱岐は福岡経済圏ですが、必ずしも福岡市での知名度は高くないという現状にあります。150万人都市福岡をターゲットにすることが、本市の観光振興に大きく結びつくものと考えております。

去る4月19日には、福岡市と壱岐・対馬・五島列島・鹿児島県屋久島が観光連携を行う「福岡市・九州離島広域連携協議会第1回総会」が開催され、私は本協議会の会長を拝命いたしました。本協議会の発足により、福岡市はもとより、福岡市への国内外観光客の誘客、そして対馬・五島列島・屋久島との交流が盛んになり、例えば、各離島を周遊する新たな観光ルートを構築するなど、これまでとは異なった交流が生まれることに大きな期待を寄せております。

また、日本遺産認定について大いにPRすることが重要であります。

記念イベントとして、本年１０月２日に、壱岐の島を１周する１００キロマラソン大会「壱岐ウルトラマラソン」を実施いたします。このウルトラマラソンは九州で２カ所目、長崎県では初の取り組みとなります。この大会を契機に、壱岐市の地域活性化及びスポーツ振興の促進を目的とした連携協定を、ともに大会事務局を担うＪＴＢ九州と締結いたします。ＪＴＢ九州としては、行政と結ぶ初の協定であり、この協定を通して壱岐のスポーツツーリズム活性化はもちろん、壱岐市外からの誘客やそれに伴う関連産業の活性化を目指してまいります。

加えて、１０月１５日から１８日にかけて「第２９回ねりんピック長崎２０１６」が開催され、本市は「ウォークラリー交流大会」の開催地となっております。

このようなイベントの実施、そして島外での物産展、福岡事務所の活用など、「実りの島、壱岐」を国内外にＰＲすることが交流人口の拡大を図る上で重要なことであり、マスメディアによる反響の大きさについては、これまでの取り組みの中で強く実感しておりますので、あらゆる機会を利用した情報発信を積極的に行ってまいります。

次に、**福祉・健康づくり**でございますが、市民皆様が健康で幸せな生活を送るためには、ともに支え合いともに生きる、安全とゆとりに満ちた温かい社会をつくる必要があります。

生涯を通しての健康づくり、生きがいくりのため、子供も高齢者も障害のある方も誰もが生き生きと快適に暮らせるよう福祉の充実に努めるなど、悠々として快適な島の暮らしの実現に取り組んでまいります。

これまで、市民皆様の健康づくりのため、各種健（検）診、相談、予防、健康教室等の充実を図り、また、受診率向上へ向けて市民皆様と協働で実施している健康づくり推進員及び各自治公民館の福祉保健部とともに啓発事業の推進を図ってまいりました。

また、食生活改善推進員の皆様には、総勢２００名近い組織力と結束力で、食品の安全、調理、栄養など食に関する市民啓発をあらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開に努めてまいります。

次に、高齢者が元気なまちづくりの実現でございますが、壱岐市は、医療の面において民間の医療機関と公の中核病院・長崎県壱岐病院がネットワーク化を図るなど連携が密にとれております。介護についても、施設介護は不足ぎみでございますが、在宅介護は充実しており、移住・定住希望者には大きな魅力になるものと考えております。

都市圏に在住する高齢者の皆様が、地方に住み、元気な生活を送るとともに、医療介護が必要などときには、継続的なケアを受けることができるように、そのような地域づくりを目指す生涯活躍のまちづくり、いわゆる日本版ＣＣＲＣという構想がありますが、自然に恵まれ、豊かな食材の宝庫である壱岐市は、ゆとりと実りのある老後生活を送る好条件がそろっております。

急速な高齢化の進展に伴い、懸念される介護施設不足の解消や、新たな雇用創出による経済振興を図るため、東京都杉並区と静岡県南伊豆町が進めている全国初の自治体間連携による特別養護老人ホームの建設計画を参考に、市内における入所待機者の解消や住所地特例による都市部の高齢者の受け入れを見据えた介護施設の建設について、今後、県及び関係自治体と協議検討してまいります。

昨年10月1日に経営移譲した社会福祉法人壱心会「特別養護老人ホーム壱岐のこころ」は、順調に運営がなされております。今後、平成30年度末までに鯨伏幼稚園下の建設予定地へ新施設の建設が完了できるよう、地域住民皆様にも十分御説明し、御理解をいただきながら進めてまいります。

また、来年4月には、鯨伏中学校跡に介護福祉士養成施設「こころ医療福祉専門学校壱岐校」が開校予定となっております。島内の介護福祉士を目指す学生が、島内の学校に通い専門的な教育を受けることが可能となると同時に、1クラス36人2学年の学生、先生方を初めとした学校職員の皆様が壱岐に住まわれることとなります。人材育成のみならず、地域活性化につながるものと大きな期待をいたしております。

次に、子育て環境の充実につきましては、これまで地域の子育て支援機能の充実を図り、子供の健やかな成長を促進するため、3歳児までの医療費の無料化、病児・病後児保育の実施、子育て応援講座、交流の場の提供、子育てに関する相談などの事業を展開してまいりました。

子供たちを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、地域の連帯感の希薄化などにより、家庭・地域における子育て機能が低下し、育児不安や不登校などの問題が生じております。

また、育児と仕事の両立を支援するための経済的負担感の軽減も課題となっており、特に、ひとり親家庭や多子世帯に対しての経済的支援が求められております。

このような状況を分析したとき、本市が取り組むべき最初の課題は、安心して子供を育てることができる島、子育て環境が充実している島を実践することと捉えております。幼稚園授業料の完全無料化、第2子以降の保育料無料化、中学校までの医療費無料化、学校給食費の負担軽減を実現させたいと考えております。

本市の宝である子供たちと子育て家庭を地域全体で支え、安心して子育てができるように、さまざまな子育て環境の整備に取り組んでまいります。

次に、**環境にやさしいまちづくり**でございますが、先人から受け継いだ壱岐の豊かな自然環境は、誰もが誇れるかけがえのない宝であり、この自然を保全し共生するための生活環境整備に努めます。世界規模の課題である地球温暖化の防止をより一層推進するため、再生可能エネルギーの導入・活用の可能性の検討や、本市の再生可能エネルギー活用促進に向けた事業化計画の策定など、環境にやさしい低炭素の島づくりに取り組んでおりますが、今後も、太陽光や風力、バイ

オマスなど個々のエネルギー資源について利活用の可能性について検討を行い、離島という環境を生かした海洋関係のエネルギー資源の活用についても検討を行ってまいります。

次に、**教育について**でございます。

学校教育につきましては、平成23年4月、壱岐市中学校の4校体制がスタートし、また、昨年4月から三島小学校が大島にある三島本校に統合され、三島地区の子供たちは1つの学びやでともに学んでおります。これは時代の変化に伴い、子供たちのためには何が一番よいのか、子供たちの充実した学校生活はどうしたら守れるのかを保護者皆様や地域皆様、そして学校、教育関係者皆様と一緒に導き出した結論であり、本市といたしましても、壱岐市の将来を担う、日本を担う子供たちが健やかに成長できるよう、教育環境の充実に努めてまいります。

壱岐市の芸術文化活動は、壱岐市文化団体協議会を初め各種文化団体及びサークル等の皆様により、地域に根差した特色ある活動が展開されております。特に、「壱岐神楽」や「山笠」などは伝統文化として保存会を中心に受け継がれ、特色ある地域づくりに大きな役割を果たしておりますが、伝承する後継者や人材不足は顕在化しており、今後は、「壱岐ならではの」文化を次世代に伝えていくことが大切であると考えております。

また、すぐれた芸術文化に触れる機会や活動の場をふやし、心豊かな子供たちの育成と文化の香りあふれるまちづくりを図ってまいります。

原の辻遺跡に代表される歴史的文化遺産の活用については、一支国博物館を拠点とした情報発信を行い、島外においても昨年に引き続き公開展示を予定しており、歴史・文化を初めとする壱岐のすばらしい魅力を積極的に発信するなど、文化遺産の啓発普及と交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、**市民が主役のまちづくり**でございますが、これまで市政の主役は市民皆様であることを常に念頭に置き、対話を重ねながら市政運営に当たってまいりました。今後も、その信念は変わることとはございません。市民皆様あるいは企業の皆様と行政とがタッグを組み、お互いの得意とする分野を生かした協働による取り組みが、壱岐市活性化の鍵を握っております。

壱岐の輝く未来について語り合う「壱岐なみらい創りプロジェクト」には、高校生から大人まで多くの市民皆様に御参加いただき、多くの提案がなされ、できることから実現していこうという動きに進展をいたしております。壱岐市自治基本条例の制定に向けた取り組みについても、自治公民館の代表、各種団体からの代表、有識者等による自治基本条例審議会において、近く素案がまとめられる見込みとなっており、今後は、パブリックコメントの実施、市民説明会の開催等、市民皆様の意見を十分反映した条例の制定を目指し、市民皆様が主体となる協働のまちづくりの実現を、さらに進めてまいります。

平成26年度から普通交付税の合併算定替の段階的縮減が始まっております。国におきまして

は、合併市町村の厳しい現状に鑑み、新たな財源措置が講じられましたが、将来の厳しい財政状況を見据えた財政運営に取り組んでいかなければなりません。これまで、人件費の削減や将来の財政負担軽減のための地方債の繰り上げ償還等実施し、健全財政を維持しておりますが、今後も「最少のコストで、最大の効果」を念頭に置いた施策を展開してまいります。

庁舎耐震等改修工事については、平成27年度に耐震診断及び石田庁舎の劣化状況調査を実施し、「4庁舎とも耐震補強が可能である」と判断いたしました。本調査結果を踏まえ、壱岐市庁舎等整備検討委員会において「壱岐市役所庁舎耐震改修基本改革」を策定いたしました。

今後、基本計画に基づき、合併特例債の活用期限である平成30年度までに、庁舎の改修工事を完了する予定といたしております。

壱岐市のように財政力が弱い自治体でも、知恵を絞り、制度をうまく使いこなし、そしてその時々を的確に捉えれば、非常に大きな効果を生むことができます。そのことは光ケーブル網の整備を初めとした補助事業で実証しております。冒頭申し上げました国境離島新法もごさいます。今後も、本市に有利な情報にアンテナを張りめぐらせ、機会を的確に捉えて効率的な行財政運営に努めてまいります。

防災について。危機管理は行政の最大の責務であります。日本一の壱岐市消防団を初め、関係機関と協力した避難訓練を重ね、市民皆様の生命・財産の保全を最優先に取り組んでまいります。

御承知のように、壱岐市は玄海原子力発電所から30キロ圏内、いわゆるUPZ圏内に南部地域が入っており、状況によっては島外避難となることも想定しなければなりません。この件につきましては、自衛艦を含めた船舶の確保及び壱岐市民皆様の受け入れ先の確保について、福岡県への避難協議を進めております。

大規模な災害に対応するためには、公助の充実はもちろんのこと、共助・自助を高めていくことも重要であります。災害に備え、地域における防災力の向上を図るため、今後も自主防災組織の育成や災害時の応援体制として、災害時相互応援協定の締結など進めてまいります。

以上をもちまして、今後の市政運営に対する所信の一端を申し述べましたが、これからも直面する行政課題に対応しながら行財政改革を推進し、財政の健全化に努めますとともに、あしたに希望の持てるまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいります。市民皆様並びに議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提出いたします案件は、専決処分の報告、一般会計補正予算及び人事案件の同意を含めた11件でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようよろしくお願い申し上げます。所信表明といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第5. 請願者の連署取消しについて

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、請願者の連署取消しについてを議題といたします。

本件は、お手元に配付のとおり、請願第1号壱岐市立小学校消防用設備改修工事・壱岐市立勝本中学校消防用設備改修工事入札執行の疑義に関する真相究明に関する請願について、請願人2名の方から取り下げたい旨の申し出がありました。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第19条第1項の規定により、申し出のとおり請願者の連署取消しを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号の請願者の連署取消しは承認することに決定いたしました。

日程第6. 報告第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第6、報告第2号壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出の報告及び議案につきましては、担当部長及び課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 皆様、おはようございます。報告第2号について御説明をいたします。

壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第1号専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例等の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、一部規定を除き、同年4月1日から施行されました。これに伴いまして、壱岐市税条例等の一部

について、平成28年4月1日から施行する必要があることから、平成28年3月31日に専決処分により改正をするものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例、壱岐市税条例等の一部を次のように改正します。内容については、記載のとおりでございます。

議案関係資料としまして、一般会計補正予算（第2号）の次に資料の1としまして、1ページから11ページに新旧対照表を添付いたしております。

主な改正点としましては、固定資産税関係ですが、第56条及び第59条の改正は、独立行政法人労働者健康安全機構が発足することにより、地方税法第348条に定める固定資産税の非課税規定が改正されたことに伴い、関係条文を改めるものであります。

次に、附則第10条の2の改正ですが、この条項は国が一律に定めていた地方税の特例措置について、地方自治体が自主的に判断し条例で決定できるようにする仕組み、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例について規定するものであります。

今回、固定資産税に係る課税標準額の特例措置の対象となる資産は、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備及び津波防災地域づくりのために取得された津波対策の用に供する償却資産となります。

いずれも新たにわがまち特例が導入された上で、その適用期限が延長されたものでございます。特例割合については、国が示した参酌基準と同一の2分の1もしくは3分の2としております。

現在、壱岐市に今回の改正に該当する資産はありませんが、今後の国の動向あるいは市の振興施策に応じて、特例割合を適宜改正することで対応していきたいというふうに考えております。

附則第10条の3は、地方税法附則第15条の9第9項の改正に伴い、省エネ改修住宅に対する固定資産税の減額申告について改正をするものであります。

次に、第2条の改正ですが、これは平成27年12月会議において御審議いただきました、壱岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

第51条及び第139条の3の改正は、納税義務者から申請等を受ける手続において納税義務者の負担を軽減するため、市民税及び特別土地保有税に係る減免の申請書については、個人番号の記載を不要とするという改正となっております。

附則第6条の改正は、市たばこ税の税率について、旧3級品たばこ、紙巻きたばこに係る特例税率を廃止することとされましたが、これに関する経過措置について、法律改正に合わせて所要の整備を行うものであります。

施行期日については、附則第1条にあるとおり平成28年4月1日から施行するものでございます。附則第2条は、今回の改正に係るわがまち特例の規定について、平成28年4月1日以降

に取得される資産に対して課すべき平成２９年度以後の固定資産税について適用する等、必要な経過措置を定めております。

以上で、報告第２号の説明を終わります。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第７．報告第３号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第７、報告第３号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。壱岐市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 報告第３号について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第１８０条第１項及び壱岐市議会基本条例第１１条第１項第５号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項及び壱岐市議会基本条例第１１条第２項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第２号専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成２８年１月２９日に、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成２８年３月３１日に、それぞれ公布をされ、同年４月１日から施行されました。これに伴いまして、壱岐市国民健康保険税条例の一部について、平成２８年４月１日から施行する必要があることから、平成２８年３月３１日、専決処分により改正をするものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正します。

内容につきましては、記載のとおりであります。

議案関係資料としまして、資料の１の１２ページから１４ページのほうに新旧対照表を添付しております。

第2条の改正ですが、国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。国民健康保険税の課税限度額については、国の社会保障と税の一体改革の中で、負担能力に応じた応分の保険税負担を求める方針が示され、今年度も昨年度に引き続き引き上げが実施をされました。

具体的には、基礎課税額に係る課税限度額が現行の「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が現行の「17万円」から「19万円」にそれぞれ引き上げられました。これにより全体の課税限度額は、4万円引き上げられ介護納付金課税限度額16万円と合わせまして、現行「85万円」から「89万円」となります。

次に、第23条の改正ですが、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の見直しでございます。物価上昇などの影響で、これまでの軽減対象者が対象から外れてしまわないよう、昨年度に引き続き経済動向を踏まえて、2割と5割の軽減判定所得が引き上げられました。

具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が「26万円」から「26万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が「47万円」から「48万円」にそれぞれ引き上げられております。

施行期日につきましては、附則第1条により、平成28年4月1日から施行するものでございます。附則第2条は、平成27年度分までの国民健康保険税についての経過措置を定めるものでございます。

以上で、報告第3号についての御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、2件の報告を終わります。

日程第8．議案第50号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第8、議案第50号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 議案第50号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億9,150万4,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

今回の補正は、本年4月14日から16日にかけて発生した平成28年熊本地震において、壱岐市として、被災地への人的支援のため職員の派遣を行うとともに、被災者の方々の受け入れ支援を行うものでございます。

それでは、事項別明細書により主な内容分について御説明をいたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。歳入は、10款1項1目地方交付税のうち特別交付税650万4,000円を増額いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。2款1項12目災害諸費9節旅費につきましては、消防職員を初めとする本市職員の災害対応に係る派遣旅費でございます。また、11節需用費につきましては、災害対応に係る資材等、また、本市への避難される方々に対し提供する本市住宅の修繕料等でございます。また、18節備品購入費につきましては、本市への避難者に貸与する備品の購入費でございます。また、19節負担金補助及び交付金につきましては、災害ボランティア派遣事業としての補助金3回分を計上しております。

以上で、平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第50号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休憩します。

午前10時51分休憩

.....

午前10時53分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第9. 同意第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第9、同意第1号壱岐市副市長の選任についてを議題とします。

ここで、中原副市長の退場を求めます。

〔副市長（中原 康壽君） 退場〕

○議長（鵜瀬 和博君） 提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市副市長の選任について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市副市長中原康壽氏が平成28年5月14日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市副市長に選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略する

ことに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第1号壱岐市副市長の選任については、同意することに決定しました。

ここで、中原副市長の入場を許可します。

〔副市長（中原 康壽君） 入場〕

日程第10．同意第2号～日程第11．同意第3号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第10、同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命について及び日程第11、同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市教育委員会委員長嶋耕一氏が平成28年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

同じく、同意第3号につきましては、壱岐市教育委員会委員松嶋賀代子氏が平成28年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

いずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

両氏の経歴につきましては、それぞれ裏面の略歴を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号及び同意第3号については、会議規則第37条第2項の規定により

委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号及び同意第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから同意第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、同意第3号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第12．同意第4号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第12、同意第4号壱岐市監査委員の選任についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第4号壱岐市監査委員の選任について、説明申し上げます。

本案は、壱岐市監査委員喜多丈美氏が平成28年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照いただきますようお願いいたします。
御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第4号壱岐市監査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第13．同意第5号～日程第16．同意第8号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第13、同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第16、同意第8号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

住所、壱岐市郷ノ浦町志原南触2179番地10、氏名、植村茂、生年月日、昭和25年11月21日生まれ。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員占部利夫氏及び大久保隆氏が平成28年5月18日をもって任期満了となるので、後任として植村茂氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員

に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

同意第6号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

壱岐市芦辺町住吉後触927番地、山川英敏、昭和23年8月8日生まれ。

提案理由につきましては、同意第5号と同様でございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

同意第7号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員小畑英治氏が平成28年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

同意第8号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員松本陽治氏が平成28年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第5号から同意第8号までについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、同意第5号から同意第8号までについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから同意第5号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、同意第6号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第6号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、同意第7号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第7号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、同意第8号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第8号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第17. 壱岐市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第１７、竜崎市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選により行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

お手元に配付のとおり、選挙管理委員には、長山清信氏、西雪晴氏、山本洋子氏、山内幸雄氏。選挙管理委員補充員には、山川正毅氏、占部利夫氏、松本陽治氏、品川哲範氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました長山清信氏、西雪晴氏、山本洋子氏、山内幸雄氏を選挙管理委員に、山川正毅氏、占部利夫氏、松本陽治氏、品川哲範氏を選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、第１順位に山川正毅氏、第２順位に占部利夫氏、第３順位に松本陽治氏、第４順位に品川哲範氏の順に決定しました。

以上で、予定された議事は終了しましたが——４番、音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 動議の提出を求めます。

芦辺中学校建設工事設計予算の一時凍結に関する、動議を提案いたします。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま音嶋議員のほうから、芦辺中学校建設工事設計予算の一時凍結に関する動議が出されておりますが、この動議に対して賛成の方いらっしゃいますでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○議長（鵜瀬 和博君） はい、呼子議員。したがって、賛成者がいらっしゃいますので、ただいまの音嶋議員の芦辺中学校建設工事設計予算の一時凍結に関する件を議題として採決します。こ

の採決は起立によって採決をいたします。音嶋議員のただいまの……。 (発言する者あり)

失礼しました、暫時休憩をいたします。

午前11時14分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 再開します。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 芦辺中学校建設工事設計予算の一時凍結に関する件

○議長（鵜瀬 和博君） 先ほど、音嶋議員から芦辺中学校建設工事設計予算の一時凍結に関する件で動議が出されております。

したがって、音嶋議員の動議を議題といたしまして、日程に追加することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、音嶋議員の動議の件を日程に追加し、追加日程第1号として、直ちに議題といたします。

音嶋議員より提出をされました、芦辺中学校建設工事設計予算の一時凍結に関する件について、提出者の説明を求めます。4番、音嶋議員。

○提出議員（4番 音嶋 正吾君） 本動議は、さきの平成28年当初予算において、予算案として可決をいたしております、芦辺中学校建設工事校舎体育館設計予算に関しましては、第1候補地である壱岐ふれあいグラウンド周辺地域との教育委員会方針を、市長は教育委員会の方針を尊重するという手前で予算計上されておると思います。

しかしながら、当地区は土砂災害防止法により、指定された場所であります。当地区の指定におきましては、市町村長の意見を聞き、市民に縦覧をし、その上で指定されたものであります。

市長はレッドゾーン、イエローゾーンの指定を知っておられるはずであります。27年3月3日に指定をされておりますので、十分御存じであろうかと思えます。

学校施設は災害時、周辺住民の避難場所並びに津波災害等におきまして、そして、災害時におきましても、特にグラウンドにおいては、仮設住宅の建設候補地となり得ます。

津波、地震災害による、今まで想定もされなかった熊本県におきましては、甚大な被害が生じております。そうした中、こうした土砂災害危険区域のレッドライン、そしてイエローラインのところにあえて建てるのが、果たして望ましいのかという考えを禁じ得ません。

候補地は危険な場所であり、かつ海拔ゼロメートルに限りなく近く、上の県道もレッドライン、イエローラインに囲まれております。そして、前は橋梁であります。地震が起き、崩壊でもすれ

ば孤立する。仮に、そこに建設した場合には、津波の中生徒に海に飛び込めというのか。そういう危険な場所に、果たして、建設を、事前にわかっている中で、強行していいのかという思いを禁じ得ません。

第2点目として、私も壱岐振興局建設部の担当主任に、お話をお聞きをいたしました。この諸吉大石触昭和地区での開発許可の申請はございましたかとお尋ねいたしましたところ、5月6日12時50分、教育総務課長の西原氏にお尋ねをいたしましたところ、開発許可申請に関して、問い合わせたところ、許可の特例をもって行うことができる、また土砂警戒区域以外の場所に建設すると、避けて建設をするという回答でございました。

土砂災害防止法第15条には、国または地方公共団体が行う特定開発行為については、国または地方公共団体と都道府県知事との協議が成立するのををもって、第10条第1項の許可を受けたとみなすとなっております。

ならば、第10条はどうかと申しますと、趣旨を申し上げます。特別警戒区域内において開発許可を行い、制限用途ですね、用途建築物を建設しようとするものは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならないとしております。

そして、制限用途とはどうしたものを指すかということ、御説明を申し上げます。

高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関等が該当すると明記をされております。

これまで申し上げましたように、土砂災害危険区域に指定されていることを関係者だけでなく、地域住民にも知らされていない。建設予定地の決定後に土砂災害危険区域に指定されたのだから、状況の変化を知らせていないわけであります。だから、まずこのことを知らせて、住民の意見を募ることが最優先にされるべきであります。それをしないで、地滑りがないから、大丈夫だからという内容を周知すれば誤解が生じるのは当然であります。このままでは、住民の理解を得られないと思うので、一旦予算を一時凍結をし、再度住民の意見を聞き、安全な場所に建設したらいいかがありませんでしょうか。

壱岐市教員委員会は、本年1月15日付お知らせナンバー3で、地滑り地帯について、大石トンネルの北側出口を出てから200メートルの地点から先、当田交差点方面の県道より山側が地滑り地帯に指定されている。地質地形調査も合格したと。県道より山側は指定地域、県道より海側は指定地域でないと、わざわざアンダーラインを引いて表示をしております。

そこで、まずお尋ねをしたいのですが、結構です、説明ということでありますので、これは、昭和61年に農林水産省所管の地滑り指定地域のことであると、私は確信をしております。ここで、担当の職員の皆さんにお尋ねをするところではありますが、事前に通告をいたしておりませんので、私は、これは確認をいたしております。

では、なぜ保護者に教育委員会からのお知らせを通知する1年前、すなわち平成27年3月3日には、当、諸吉大石触昭和町すなわち、ふれあい広場付近を自然災害から人命を守るために、国土交通省が所管する土砂災害防止危険区域の指定に関して、長崎県が地域住民への事前縦覧を2週間行い、市長に意見を求めて、あなたが意見なしとの回答をされ、決定をし、これを受けて3月3日に県公報で公示をされている新たな重要な事実があることを、なぜお知らせで書かなかったのでしょうか。

この事実が明らかになったのは、報道によってでございます。保護者には誤解が広がり、保護者以外には何の情報も伝わらない。市側が説明責任を果たさず、一方的に事業を進めているため、中学校移転問題が円滑に進みそうにありません。どのような考えでいらっしゃるのか、どのような展望で臨まれようとしておるのか、非常に疑心、暗たんな思いがいたしております。

あえて土砂災害防止法に基づく土砂災害が発生するおそれのある場所に、巨額の工事費を投じて、移転、新設することが適切だと考えるのかどうか。私はいささか疑問であります。私は、ほかに安全な場所があるし、検討の余地が十分あるのではないかと考えております。

拙速に計画を進めるべきではない。このように考えておりますが、皆さん方の御意見はいかなものか、ぜひともお尋ねいたしたい。教育長にぜひともお尋ねをいたしたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第1号において、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することは、教育委員会の職務権限であることは明記されております。

同時に、第22条で地方公共団体の長の職務権限として、第1項に教育財産を取得し処分すること、第5号に教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと、第6号に教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること、これが長の権限であります。さらに、25条事務の委任で、同条2項3号で教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関することは、教育委員会がこれまでされたことを検討します。

今から申し上げることは、芦辺町内小中学校の保護者宛てに教育委員会がお知らせとして、配布した内容を述べます。

平成27年12月22日付ナンバー2のその中の第5番、ご覧をいただきたいと思います。平成26年1月、芦辺中学校校舎建設に関する検討委員会より報告書が教育委員会に提出をされております。内容は、建設候補地の第1候補地をふれあい広場とするとなっております。教育長、ご覧になりますか。6、同年2月25日、壱岐市教育委員会で方針を決定をいたしております。そして、7、3月10日、白川市長に報告をされています。そして、市議会、報道にも説明を行っております。

議長、お開きをいただいて確認をお願いしたいと思います。私が、今申し上げたことは間違い

ないか、後でコメントをいただきたい。

また、この1年後、平成27年3月3日にこのふれあい広場付近が、何度も申し上げますが、土砂災害防止法の危険区域に指定をされたのであります。答申を受けた後に指定をされたのであります。このことは重大な状況の変化であり、これは、教育長、あなたは教育委員会に報告または諮られたのでしょうか。教育委員会に、繰り返します、報告かつ諮られたのでありましようか。教育委員会は、それでも場所の変更の必要性はないと決定されたのでありましようか。諮られたとした場合、会議はいつ、どこで、出席者を誰で、議事録の提示を、公開を求めたいと思います。

もし、教育長が報告も諮りもしてないということであれば、重大な法律違反に当たると私は考えております。この件に関しても、教育長にお答えする機会を議長に得ましたら、よろしく願いをいたしたい。

市長にお尋ねをいたします。危険区域指定であると認識をした上で、教育長から場所の見直しをしないとの報告を教育長から受けたわけですね、現時点のふれあいグラウンドで決定をします。ですから、市長もそれを了承し、本年3月議会に設計予算を上程をされたのでありましようか。

私は、ここで申し上げたいのは、一日も早く芦辺中学校の移転を急がねばならないという気持ちは、いささかも揺るいではおりません。しかし、熊本、過去の震災を顧みた場合に、学校の施設、体育館等々は住民の避難所として、非常に重要な位置づけをされております。そうした環境におきましても、私はもっとすばらしい場所に検討すべきではないかということをつくづく思うのであります。そして、この指定をされておったことを地元の皆さんも知らない、芦辺町内の保護者の皆さんも全員御存じではない。そして、壱岐市立芦辺中学校であります。壱岐市の皆さんも十分認識ではないと、非常に誤解を招いております。どうか、ここは皆さん方の英断で、安全安心な学校をつくるということで、まず耐震強度がないということで新設をするというふうになっておるわけでありましますので、安全が最大限に優先され、そうした芦辺中学校の建設を望むものであります。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま音嶋議員から説明のあった芦辺中学校建設工事設計予算の一時凍結に関する件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） その質疑という意味がよくわからんけれども、音嶋議員も承知して質問されているんだろうから、あえて聞きますけれども。

議会には、一事不再議の原則というのがあります。当初予算で設計上は可決済みであります。これをもし変更するとなったら、それに変更するに値する重大な理由が要るわけです。そんな、議会が議決した後、何カ月かして勝手にころころ変えよったら、それこそ議会の見識が疑われます。

それで今、僕ずっと話聞きよったけれども、音嶋議員の主張のこの変更、一時凍結するということの一番の理由は、27年3月3日に県の土砂災害防止法によって、あの地域が、ふれあい広場、現芦辺中学校建設予定地が土砂災害危険区域に指定されたというそのことだけであります。そのことについては、僕は教育長にも答弁をしてもらいたいと思いますけれども、基本的に僕は教育行政というのは、教育委員会が何かあったときには責任を持つと、行政というのはそんなものだと思ってるんですよ。それを言葉はきれいかもしれんけれども、芦辺中学校の父兄の中には、今の建物は、要するに耐震工事さえもできないほどの強度しかないんです。一日も早く建ててくれという意見も多いんですよ。

そのことも踏まえて、これ、しかも合併時からの歴史がずっとあります。当時三十数名の地域の、箱崎中学校、那賀中学校が廃校になるときに、地域の代表が三十数名集まって候補地を決定してるんです。それを全く無視した形で、今みたいな形で僕は意見の出ること自体がおかしいと。

ただし、教育長には、まず教育委員会として教育長として、これは音嶋議員が言われるごと学校の施設は絶対安全じゃないといかんとです。それについては、教育長が絶対責任持って安全だと言わんと、それは僕は、それは絶対いかんと思いますよ。

それから2番目に、さっき言った27年3月3日に土砂災害防止法によって土砂災害危険区域に指定されているということも、それは事実なのかどうかまで含めて、そのことについては、僕は教育長に答弁していただきたいと議長にお願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） ただいまの件につきましては、会議運営のため暫時休憩をして、議会運営委員会の中で協議したいと思いますので、直ちに第2会議室にお集まりをいただきたいと思います。ほかに。（発言する者あり）

教育長。

○教育長（久保田良和君） まず、今のお話の音嶋議員の中でのことで、お互いに誤解をしてほしくないことがあります。災害の警戒区域の中でのレッドゾーンとイエローゾーンといういわゆる言い方をされますが、その区域の中に建物を建ててはいけないという規則ではありません。そういう形の部分に指定をするので、土砂災害が起こった場合にいろいろなおそれが生じる、そのための対策を適切にしろというのがこの災害防止法に基づく県の指定の考え方でございます。

よって、27年3月3日にこの公示がなされたときに、私どもは予定しております駐車場を中心とした校舎建設の場所等がレッドゾーンにかかることは、市民にとって不安をもたらすだろう、当然かからないで必要数の教室の確立ができるかどうかを委員会のほうで検討したところでございます。

よって、危険区域と言葉を言いかえてしまえば明らかに危険という言葉になりますが、対策を十分にすることによって、それぞれの施設がイエローゾーンではできますよ、レッドゾーンにつ

いては建物の構造を変えたり、横の崖の工事をしたり、あるいは擁壁をつくったり、そういう具体的強度を確かめる方策をすることによって、県のほうも申請があった場合の許可申請は可能ですよと、そういう県とのやりとり等をしながら、教育委員会としても検討をしてくておりました。

よって、お話をしておりました駐車場付近中心に校舎は建設が可能であろう、体育館については、その下の高さになるところになります、それで委員会事務局としても判断し、教育委員には私のほうからそういう方向でやっていきますという報告をして、これまで進めてきたところです。

ただ、御指摘のように、その27年3月3日に警戒区域等に指定されたことについて判断をそうしたものですから、改めて芦辺中学校の保護者あるいは将来、子弟を通わせる保護者等に対して進めてきておりましたお知らせがその後途絶えて、その分はしておりませんでした。それは今のお話を聞いたときに抜かっていたかなと考えます。よって、このナンバー6で終わっておりましたお知らせにつきまして、改めてやはりこれまでお知らせをした保護者に対しては、きちっとした教育委員会の考え方としてのお知らせはしていくということにしております。

ナンバー2の5番に書いてあります、中学校校舎建設検討委員会はそこに書いてあるとおりで、音嶋議員が読まれたとおりのことで確認をしております。

教育委員会には、私が判断をしたことを報告をして了解を求めたところでございます。

今お話ししましたように、私としては絶対安心安全という言葉は使い切りません。絶対という言葉は世の中には、私はないと考えております。かなりの高い確率で子供たちの安全を確保できると見込まなければ、そのような工事を進めることは至ってしないと、こう考えておりますので、今、県が示しております、当然見られていると思います、こういう説明書に基づきながら十分な細部にわたる検討をしながら、あの場所に校舎、体育館等を建設した場合に、こういった土砂災害に対する防災対策をすればよいかという視点で、しっかり考えを今しているところでございます。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま教育長から答弁がありました、この音嶋議員から提出された件につきまして、会議運営につきまして協議のため、議会運営委員会を開催したいと思いますので、第2会議室にお集まりいただけますでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

.....

午後0時10分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の協議の結果を報告します。今回提出されました動議、芦辺中学校建設工事設

計予算の一時凍結に関する件につきましては、現状では可決した予算の凍結は可決しても効力がないということでしたので、今回採決は行いません。

しかしながら、重要な問題であるので、議会としても教育委員会に早急に住民への説明会を開催するように求めます。

この件につきまして、皆さんの御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。

以上、音嶋議員より提出された動議につきましては、これで終わります。

ほか、皆さんからございませんでしょうか。4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 今、議運の審議内容が発表されました。教育委員会におきましては、地元芦辺町は無論のこと、今、通学をしておられます小中学校以外の保育園、そうした小さい子供さんをお持ちの方の御父兄の、保護者の意向、そして壱岐市立でありますので、市民の皆さんへの十分の啓蒙・周知徹底を図っていただきたい、重ねてお願いを申し上げます。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま音嶋議員が言われた内容も含めて、早急に教育委員会では住民説明会を、全島的な住民説明会をお願いしたいと思います。

ほか、ございませんでしょうか。町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 議会の運営のあり方について、もちろん議員には緊急質問する権利もありますし、緊急に動議を発言する権利もあります。ただし、議会は今、こうやってテレビで市民の皆様にライブでこうやって見ていただいているわけです、公開しているわけです。この中で議案の途中、審議の途中で議員がこのような形で議員控室に集まったりとか、緊急に議会運営委員会を開いたりとか、非常に市民に疑念を持たれるような形の緊急動議は、議員の信義として、僕はぜひやめていただきたいと。

もう、ある程度事前に議長に説明するなり議会事務局に説明するなりして、ある程度心構えをしてこういう形で進みますという形をして、僕は、なれ合いでやれということではないけども、むしろこういう形で動議があつて、議員が皆ぞろぞろ議員控室に集まって、その中で話し合われたことが、またこうやって議長が改めて発表するという、そのことがむしろ市民に対しては疑念を持たれると。だからぜひ、最低限議長には緊急動議をされる場合は書面なりで基本的に通告をしておかないと、これ議長の対応も困られるし、議会の信義というか、議会の公開を一応原則としとるわけだから、これについてはもう少し考えていただきたい。今回が2回目なんで、そんなところは一応こうやって基本的にテレビで中継されるときに、市民から要らん疑念を持たれることがないように、そのことはぜひ議員諸氏にもお願いしておきたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 今、町田議員のほうから議会の運営のあり方について御指摘がありまし

た。ぜひ、私のほうからも円滑な議会運営をするために、書面なり口頭なりで事前にお知らせいただくことをお願いをします。音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 今の町田議員の意見に抗弁権を行使したいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） はい。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 要するに議会として民主的なあり方で私はあると思います。地方自治法の定める中でのっとしてやっております。そのことだけは申し上げておきます。パフォーマンスでも何でもなし、地域住民の一番の関心事であるということを十分理解した上で、動議を提出いたしておる次第であります。以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） ほか、皆さん方からございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。

５月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第４３条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成２８年壱岐市議会定例会５月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後０時１６分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鵜瀬 和博

署名議員 土谷 勇二

署名議員 呼子 好